８久整第53号－９
令和８年９月24日

株式会社アテナブルー
代表取締役　衛藤　智晃　殿

福岡県知事　　服部　誠太郎

解体工事業の登録について

令和８年８月２７日受付の申請については、下記のとおり登録しましたので、通知します。

なお、登録の有効期限は５年ですので、引き続き解体工事業を営もうとする場合は、満了日の３０日前までに更新の申請をしてください。

記

１	登録番号	福岡県知事　第１７３７号
２	登録年月日	令和8年9月24日
３	有効期間満了年月日	令和13年9月24日

※有効期間中に土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業許可を受けた場合は、県知事に通知してください。